

学校法人中越学園固定資産及び物品購入規程

(目的)

第1条 この規程は、経理規程第37条及び第43条の定めにより固定資産及び物品（以下物件という）の購入に関し、その業務の手続き並びに分担を明確にし、もって物件の合理的かつ効率的な供用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における物件の購入とは、物件の購入、建設、改修、賃借または修繕をいう。

(購入の原則)

第3条 購入にあたっては、経済性に留意し、品質、納入期限等に遺漏のないように努めるものとする。

(取引先の調査および指定)

第4条 取引先の選定にあたっては、事業経歴、営業状態の調査並びに取引銀行に対する照会その他によりその信用・経験・技術等について調査し、取引の万全を期するものとする。

(取引の停止または取消)

第5条 次の各号の一に該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、または以後の取引を取消すものとする。

- (1) 調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められるもの
- (2) 入札または見積にあたり、談合を行ない、当法人に不利益を及ぼしたと認められるもの
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の質・数量に関し不正の行為があったと認められるもの
- (4) その他当法人に不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの

(購入の決裁権限)

第6条 法人各会計単位において物件を購入するときは、あらかじめ、物件購入伺により各会計単位の長（学校長）の決裁を経なければならない。

2 物件の購入が次の各号に該当する場合には、あらかじめ理事長の決裁を得なければならない。

- (1) 一件あたり30万円以上の物件の購入
- (2) 国または地方公共団体等より補助金を受けて行う物件の購入
- (3) 寄付金をもって充てる物件の購入

3 前項において一件とは、一体または一組として使用され、機能をするとみなされる全体をいう。ただし、これを分割して取得するときは全体の取得計画により、この規程の定める手続きを行わなければならない。

(購入の審査)

第7条 物件の購入にあたっては、分掌担当者は次の各号について審査するものとする。

- (1) 購入必要の有無
- (2) 内部調達による方法の有無
- (3) 支出を伴うものについては予算根拠

- (4)納期、仕様等購入上必要な事項
- (5)勘定科目その他経理上必要な事項

(土地・建物の購入)

第8条 土地または建物の購入にあたっては、抵当権、地上権、賃借権等当該物件上に存する諸権利の有無を調査確認し、特に必要と認められるものについては、信頼できる機関の評価を徴する等の措置を講じるものとする。

(購入関係書類の保存期間)

第9条 購入関係書類の保存期間は、別に定める。

(契約書)

第10条 購入にあたっては、別に定める稟議規程の定める手続きにより、契約の目的、履行期限、支払条件その他必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約金額500万円をこえないときは、契約書の作成を省略することができる。

(注文請書)

第11条 前条により契約書の作成を省略したときは、契約の相手方から注文請書を提出させるものとする。ただし、即時完了する取引または金額僅少の取引等で契約履行上、支障がないときは、これを省略することができる。

(単価の契約)

第12条 一定期間内における随時購入を容易にし、またはこれを経済的にするため必要と認めるものがあるときは、一定期間を通じあらかじめ一定の単価をもって契約をすることができる。

(外注工事の監督)

第13条 経理事務責任者は外注工事の契約の履行について常に十分な監督をしなければならない。

(契約の変更)

第14条 契約の締結後その内容を変更する必要があるときは、軽易な仕様の変更等を除き、当該物件の購入にあたって行った第6条の購入手続きを講じた上、契約を変更するものとする。ただし、各会計単位の長の決裁にもとづく購入が、変更の結果、その決裁権限の金額を超えるときは、稟議規程の手続きを講じた上、契約を変更するものとする。

(契約の解除)

第15条 次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1)契約に定めた事項に違反したとき
- (2)契約の履行について不正行為が存在し、不利益をこうむったとき
- (3)その他必要と認めるとき

2 契約の解除は、当該物件の購入にあたって行った第6条の決裁または稟議の手続きを経た上、爾後の対策を講じるものとする。

(入札)

第16条 2,000万円以上の物件の購入は、入札にもとづいて行なうものとする。

(入札参加者の指名)

第17条 入札を行なうときは、2名以上の入札参加者を指名しなければならない。

(入札注意事項)

第18条 入札を行なうときは、次の事項を入札参加者に通知するものとする。

- (1)入札に付する事項
- (2)入札執行の場所および日時
- (3)入札価額内訳明細書の要否
- (4)落札者の決定方法
- (5)交付図面および書類
- (6)支払条件
- (7)納期および納入場所
- (8)その他必要な事項

(入札予定価額の設定)

第19条 入札にあつては、あらかじめ入札に付する事項の価額を仕様書、設計書等によって予定しておくものとする。

(開札)

第20条 開札は、第18条に示した場所及び日時において行なうものとする。

- 2 一度提出した入札書は、引換、変更または取消をすることができない。
- 3 入札参加の条件に違反した入札は無効とする。

(落札者の決定)

第21条 開札の結果、予定価額の制限内の最低価額の入札者をもって落札者とする。

- 2 特別の事由により最低価額の入札者と契約を結ぶことが不相当と認められる場合は、ほかに落札者を決定することができる。

(再入札)

第22条 開札の結果、各人の入札価額がいずれも予定価額を超えたときは、その入札者をもって直ちに再入札を行なうものとする。但し、再入札は2回を限度とする。

- 2 前項の再入札を行なっても、なお落札者が決定しないときは、その入札は無効とする。

(同価額入札の処理)

第23条 落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽選で落札者を決定するものとする。

(随意契約)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、随意契約により購入することができるものとする。

- (1)2名以上の見積書を必要とする随意契約
 - イ 契約の性質または目的が入札を許さないとき
 - ロ 予定価額が2,000万円を超えない物件を購入するとき

ハ その他入札を行なうことを適当としないとき
(2) 2名以上の見積書を必要としない随時契約

- イ 前号のうち2名以上から見積書を徴することが困難なときおよび1件当りの金額が150万円未満の物件を購入するとき
- ロ 緊急を要するとき
- ハ 機密保持を要するとき
- ニ 土地を購入するとき

(随意契約の特例)

第25条 入札を行なっても落札者が決定しないときは、随意契約をすることができる。

2 前項の場合においては、期限を除くほか当初入札を行なうときに定めた条件を変更することができない。

(予定価額の決定)

第26条 随意契約をするときは、第19条の規定に準じて予定価額を定めておくものとする。ただし、予定価額の作成を必要としないと認められるものについては、その作成を省略することができる。

(竣工届等の提出)

第27条 建設もしくは修繕が完了または購入物件が納入されたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、契約の相手方から竣工届もしくは納品書を提出させなければならない。

- (1) 取引の性質上竣工届または納品書を徴することを適当としないとき
- (2) 少額な物件を現金引換により購入し、または軽微な修理をするとき
- (3) 新聞その他定期刊行物を継続的に購入するとき

(検査の実施)

第28条 前条により竣工届または納品の提出を受けたときは、納入場所その他契約条項、仕様書等に従って検査を実施し、竣工届または納品書に検査済印を押すとともに、建物および1件当りの金額が500万円以上の物件及び補助金を受けて行う物件の購入については、その結果を別に定める検収調書により理事長に報告するものとする。

(既成部分または既納部分に対する検査)

第29条 工事もしくは製造の既成部分または物件の既納部分に対し分割して支払いをしようとするときは、既成部分に対する出来高報告書または既納部分に対する納品書を徴し、前条に準じて検査、報告を行なうものとする。

(代金の支払)

第30条 検査の完了後別に定めるところにより、代金の支払手続きをとるものとする。

2 完成または完納前に分割して支払いをする場合は、あらかじめこの旨を契約時に定めておくものとする。

附 則

この規程は平成2年4月1日より施行する。